

【別紙】

サービスごとの加算の届出の考え方

サービス名等	届出の考え方
<p>全サービス共通 (一部のサービスを除く)</p>	<p>○介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算（以下、「処遇改善加算等」という。）関係</p> <p><u>1 届出が必要な場合</u> 算定区分を令和3年4月1日から変更する場合</p> <p><u>2 届出が不要な場合</u> 算定区分を令和3年4月1日から変更しない場合</p> <p>(注意事項 <u>必ずお読みください。</u>) 処遇改善加算等を算定する場合は、算定区分の変更にかかわらず、加算の届出とは別に<u>処遇改善等の計画書</u>の届出が必要です。</p> <p>○LIFE への登録</p> <p><u>1 届出が必要な場合</u> 新設された「LIFE への登録」を令和3年4月1日から登録する場合</p>
<p>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p>	<p><u>1 届出が必要な場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①サービス提供体制強化加算を算定する場合</li> <li>②「安全管理体制」（新設）が「1：減産型」に該当する場合</li> <li>③「栄養ケア・マネジメントの実施の有無」（新設）が「2：あり」に該当する場合</li> <li>④生活機能向上連携加算を算定する場合</li> <li>⑤排泄支援加算を算定する場合</li> <li>③既存届出内容を令和3年4月1日から変更する場合</li> <li>④新設の加算・減算を令和3年4月1日から算定する場合</li> </ul> <p><u>2 届出が不要な場合</u> 既存届出内容を令和3年4月1日から変更せず、かつ、新設の加算・減算を令和3年4月1日から一つも算定しない場合</p> <p>(注意事項 <u>必ずお読みください。</u>)</p> <p>※1 1の①「サービス提供体制強化加算」、1の②「生活機能向上連携加算」について、算定要件が見直されたこと及び新たな区分が創設されたことから、<u>これまで算定していた事業所を含め、令和3年4月1日から算定する事業所は、新たな算定要件等に則して届出をお願いします。</u></p> <p>なお、届出に当たっては、算定要件を必ず確認してください。</p>

【別紙】

サービス名等	届出の考え方
	<p>※2 「安全管理体制」について、令和3年9月30日までの間は「1：減算型」であっても減算となりません。</p> <p>※3 新設された新設の「栄養ケア・マネジメントの実施」については、「2：あり」に該当する場合は、届出が必要です。新たな届出がない場合は、自動的に「1：なし」とみなします。なお、経過措置として令和6年3月31日までの間は、「栄養ケア・マネジメントの実施の有無」が「1：なし」であっても減算となりません。</p> <p>※4 新設された「テクノロジーの導入（日常生活支援加算関係）」については、該当する場合は、「あり」として届出てください。（届出がない場合は、「なし」とみなします。）</p> <p>※5 新設された「テクノロジーの導入（夜勤職員配置加算関係）」については、既存の「介護ロボットの導入」が「テクノロジーの導入（夜勤職員配置加算関係）」に名称変更されますが、既存の「介護ロボットの導入」の算定区分が「2：あり」で、そのまま継続して「テクノロジーの導入（夜勤職員配置加算関係）」が「2：あり」となる場合は届出不要です。算定区分を「1：なし」に変更する事業所は届出をお願いします。</p> <p>※6 「生活機能向上連携加算」について</p> <p>①「生活機能向上連携加算」については、算定要件が見直されたこと及び新たな区分が創設されたことから、<u>これまで算定していた事業所を含め、令和3年4月1日から算定する事業所は、新たな算定要件等に則して届出をお願いします。</u>          なお、届出に当たっては、算定要件を必ず確認してください。</p> <p>②既存届出内容が「2：あり」で、改定後の「2：加算Ⅱ」を算定する事業所も届出をお願いします。          また、には、サービス提供体制強化加算、生活機能向上連携加算の算定を「なし」に変更する場合があります。</p> <p>※7 既存の「個別機能訓練体制」は「個別機能訓練加算」に名称変更されますが、既存の「個別機能訓練体制」の算定区分が「2：あり」で、そのまま継続して「個別機能訓練加算」を算定する場合は届出不要です。          算定区分を「1：なし」に変更する事業所は届出をお願いします。</p> <p>※8 新設された「ADL 維持等加算〔申出〕の有無」については、将来的な加算算定のための取組の申出をする場合は、「あり」として届出てください。（届出がない場合は、「なし」とみなします。）</p> <p>※9 「褥瘡マネジメント加算」について（暫定）</p> <p>①「褥瘡マネジメント加算」については、算定要件が見直され「褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）」「褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）」の新たな区分が創設されました。「褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）」又は「褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）」の要件で新たに同加算を算定する場合は、「2：あり」として届出てください。</p>

【別紙】

サービス名等	届出の考え方
	<p>②令和2年度（令和3年3月31日）において、既存の既存届出内容が「2：あり」となっている事業所で上記①で届出を行っていない場合、既存の「褥瘡マネジメント加算」の算定については、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例によることができるとされています。この場合、「褥瘡マネジメント加算」とあるのは、「褥瘡マネジメント加算(Ⅲ)」と読み替えるものとされています。</p> <p>③「褥瘡マネジメント加算」の既存届出内容が「2：あり」となっている場合は、算定要件を必ず確認し、「褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)～(Ⅲ)」のうちいずれの要件も満たさない場合は、「1：なし」とする届出をお願いします。</p> <p>※10 「排せつ支援加算」について（暫定）</p> <p>①「排せつ支援加算」については、算定要件が見直されたこと及び新たな区分が創設されたため、算定の際には届出が必要となったことから、<u>これまで算定していた事業所を含め、令和3年4月1日から「排せつ支援加算(Ⅰ)」、「排せつ支援加算(Ⅱ)」又は「排せつ支援加算(Ⅲ)」を算定する事業所は、新たな算定要件等に即して届出をお願いします。</u></p> <p>なお、届出に当たっては、算定要件を必ず確認してください。</p> <p>②「排せつ支援加算(Ⅰ)～(Ⅲ)」を算定する事業所は、「2：あり」として届出てください。（届出がない場合は、「1：なし」とみなします。）</p> <p>※11 新設の「栄養マネジメント強化体制」、「自立支援促進加算」、「科学的介護推進体制加算」、「安全対策体制」については、該当する場合は、「あり」として届出てください。（届出がない場合は、「なし」とみなします。）</p>
居宅介護支援	<p>1 届出が必要な場合</p> <p>①特定事業所加算 A を算定する場合</p> <p>②既存届出内容を令和3年4月1日から変更する場合</p> <p>2 届出が不要な場合</p> <p>既存届出内容を令和3年4月1日から変更せず、かつ、新設の加算・減算を令和3年4月1日から一つも算定しない場合</p> <p>（注意事項 <u>必ずお読みください。</u>）</p> <p>※1 1の①「特定事業所加算 A」について、新たな区分が創設されたことから、算定する場合は届出をお願いします。</p> <p>また「加算Ⅰ」、「加算Ⅱ」、「加算Ⅲ」を算定している場合は、算定要件の見直しがされているため、新しい要件に則して変更の届出をお願いします。</p> <p>なお、届出に当たっては、算定要件を必ず確認してください。</p>

【別紙】

サービス名等	届出の考え方
	<p>※2 「特定事業所医療介護連携加算」は「特定事業所加算Ⅳ」からの名称変更のみであり、算定要件に変更はありません。</p>
<p>地域密着型通所介護 介護予防通所サービス</p>	<p><u>1 届出が必要な場合</u></p> <p>①サービス提供体制強化加算を算定する場合 ②個別機能訓練加算を算定する場合 ③ADL維持等加算Ⅲを算定する場合 ④入浴介助加算を算定する場合 ⑤生活機能向上連携加算を算定する場合 ⑥新設の加算を令和3年3月1日から算定する場合 ⑦既存届出内容を令和3年4月1日から変更する場合</p> <p><u>2 届出が不要な場合</u></p> <p>既存届出内容を令和3年4月1日から変更せず、かつ、新設の加算・減算を令和3年4月1日から一つも算定しない場合</p> <p>(注意事項 <u>必ずお読みください。</u>)</p> <p>※1 1の①「サービス提供体制強化加算」、1の②「個別機能訓練加算」、1の③「ADL維持等加算Ⅲ（ADL維持等加算から名称変更）」、1の④「入浴介助加算（入浴介助体制から名称変更）」、1の⑤「生活機能向上連携加算」について、算定要件が見直されたこと及び新たな区分が創設されたことから、<u>これまで算定していた事業所を含め、令和3年4月1日から算定する事業所は、新たな算定要件等に則して届出をお願いします。</u></p> <p>なお、届出に当たっては、算定要件を必ず確認してください。</p> <p>※2 1の③には、サービス提供体制強化加算、個別機能訓練加算、ADL維持等加算Ⅲ、入浴介助加算、生活機能向上連携加算の算定を「なし」に変更する場合があります。</p> <p>※3 「口腔機能向上加算」は「口腔機能向上体制」からの名称変更であり、主な算定要件に変更はありません。</p>

【別紙】

サービス名等	届出の考え方
<p>認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護</p>	<p><u>1 届出が必要な場合</u></p> <p>①サービス提供体制強化加算を算定する場合 ②入浴介助加算を算定する場合 ③生活機能向上連携加算を算定する場合 ④新設の加算を令和3年3月1日から算定する場合 ⑤既存届出内容を令和3年4月1日から変更する場合</p> <p><u>2 届出が不要な場合</u></p> <p>既存届出内容を令和3年4月1日から変更せず、かつ、新設の加算・減算を令和3年4月1日から一つも算定しない場合</p> <p>(注意事項 <u>必ずお読みください。</u>)</p> <p>※1 1の①「サービス提供体制強化加算」、1の②「入浴介助加算（入浴介助体制加算から名称変更）」、1の③「生活機能向上連携加算」について、算定要件が見直されたこと及び新たな区分が創設されたことから、<u>これまで算定していた事業所を含め、令和3年4月1日から算定する事業所は、新たな算定要件等に則して届出をお願いします。</u></p> <p>なお、届出に当たっては、算定要件を必ず確認してください。</p> <p>※2 1の⑤には、サービス提供体制強化加算、入浴介助加算、生活機能向上連携加算の算定を「なし」に変更する場合があります。</p> <p>※3 「口腔機能向上加算」は「口腔機能向上体制」から、「個別機能訓練加算」は「個別機能訓練体制」からの名称変更であり、主な算定要件に変更はありません。</p>
<p>小規模多機能型居宅介護支援 介護予防小規模多機能型居宅介護支援（短期利用型を含む）</p>	<p><u>1 届出が必要な場合</u></p> <p>①サービス提供体制強化加算を算定する場合 ②既存届出内容を令和3年4月1日から変更する場合 ③新設の加算・減算を令和3年4月1日から算定する場合</p> <p><u>2 届出が不要な場合</u></p> <p>既存届出内容を令和3年4月1日から変更せず、かつ、新設の加算・減算を令和3年4月1日から一つも算定しない場合</p> <p>(注意事項 <u>必ずお読みください。</u>)</p> <p>※1 1の①「サービス提供体制強化加算」について、算定要件が見直されたこと及び新たな区分が創設されたことから、<u>これまで算定して</u></p>

【別紙】

サービス名等	届出の考え方
	<p><u>いた事業所を含め、令和3年4月1日から算定する事業所は、新たな算定要件等に則して届出をお願いします。</u></p> <p>なお、届出に当たっては、算定要件を必ず確認してください。</p> <p>※2 1の②には、サービス提供体制強化加算の算定を「なし」に変更する場合を含みます。</p>
<p>認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 (短期利用型を含む)</p>	<p><u>1 届出が必要な場合</u></p> <p>①サービス提供体制強化加算を算定する場合 ②既存届出内容を令和3年4月1日から変更する場合 ③新設の加算・減算を令和3年4月1日から算定する場合</p> <p><u>2 届出が不要な場合</u></p> <p>既存届出内容を令和3年4月1日から変更せず、かつ、新設の加算・減算を令和3年4月1日から一つも算定しない場合</p> <p>(注意事項 <u>必ずお読みください。</u>)</p> <p>※1 1の①「サービス提供体制強化加算」について、算定要件が見直されたこと及び新たな区分が創設されたことから、<u>これまで算定していた事業所を含め、令和3年4月1日から算定する事業所は、新たな算定要件等に則して届出をお願いします。</u></p> <p>なお、届出に当たっては、算定要件を必ず確認してください。</p> <p>※2 「医療連携体制加算」は「医療連携体制」からの名称変更のみであり、算定要件に変更はありません。</p> <p>※3 1の②には、サービス提供体制強化加算の算定を「なし」に変更する場合を含みます。</p>